

ネット上でのチケット取引にはご注意を！

～国民生活センター「子どもサポート情報」より～

国民生活センターが定期的に発行しているメールマガジン「子どもサポート情報」の中から、インターネット上でのチケット取引に関するトラブル事例を紹介します。

<事例1>

アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、**チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。**

(当事者：高校生 女性)

<事例2>

SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、**6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。**

(当事者：学生 女性)

※重複チケット…同一人物から複数応募があったために無効となったチケット



◇アドバイス

- ・インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。
- ・上記のような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。
- ・代金を支払ったのにチケットが届かないなど、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

<出典> ・ 独立行政法人 国民生活センター

「子どもサポート情報」第133号「ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引はリスクが伴います」

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support133.pdf>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745 (直通) メール: h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp